

日本ソフトボール協会 チ ャ ム 登 録 規 定

第 1 条 本会の加盟チームは、次のいずれかの種別によって編成されたチームでなければならない。但し、外国人のみによって編成されたチームは登録を認められない。

第 2 条 登録の種別は次のとおりとする。

(競技種別)

1 クラブチーム

同一都道府県内に居住又は勤務する18歳以上(当該年度4月1日現在)の者によって編成されたチームとする。(但し、実業団チームと見間違ふような名称を使用してはならない)

2 実業団チーム

同一都道府県内における官公庁、会社、病院、商店等、同一企業に勤務する者のみによって編成されたチームとする。

3 教員チーム

同一都道府県内に勤務する男子教員によって編成されたチームとする(学校教育法第1条に規定する学校の教員とする。但し実習助手は認める)

(学生種別)

4 大学チーム

同一都道府県内の同一大学に在学する学生によって編成されたチームとする。

5 高等学校チーム

同一都道府県内の同一高等学校に在学する生徒によって編成されたチームとする(全日制と定時制、通信制は別校とする)。

(生涯種別)

6 中学生チーム

同一都道府県内に居住又は在学する中学生によって編成されたチームとする。

7 小学生チーム

同一都道府県内に居住又は在学する小学生によって編成されたチームとする。

8 エルデストチーム

同一都道府県内に居住又は勤務する50歳以上(当該年度4月1日現在)の女子によって編成されたチームとする。

9 エルダーチーム

同一都道府県内に居住又は勤務する35歳以上(当該年度4月1日現在)の女子によって編成されたチームとする。

10 レディースチーム

同一都道府県内に居住又は勤務する15歳以上(当該年度4月1日現在)の女子によって編成されたチームとする。尚、高校生は除く。

(日本協会加盟の日本女子リーグ(1部～3部)で選手経験がある者が登録する場合は投手として競技に参加することはできない。ただし、35歳以上の場合はこの限りではない)

11 壮年チーム

同一都道府県内に居住又は勤務する40歳以上(当該年度4月1日現在)の男子によって編成されたチームとする。

12 実年チーム

同一都道府県内に居住又は勤務する50歳以上(当該年度4月1日現在)の男子によって編成されたチームとする。

13 シニアチーム

同一都道府県内に居住又は勤務する59歳以上(当該年度4月1日現在)の男子によって編成されたチームとする。

14 一般男子チーム

次ページへ続く

同一都道府県内に居住又は勤務(通学)する15歳以上(当該年度4月1日現在)の男子によって編成されたチームとする。尚、高校生は除く。

第3条

登録は99名以内とし、ユニホームナンバーは1～99番までとする。但し、主将は10番、監督30番、コーチ31・32とし、監督・コーチが選手を兼ねる場合はそれぞれ監督・コーチのユニホームナンバーで登録する。尚、選手監督、コーチの登録には次の規制を設ける。

- 1 選手の登録は1人1チームとし、二重登録は認めない。但し、壮年は一般男子、実年は壮年、シニアは実年、エルダーはレディース、エルデストはエルダー・レディースにそれぞれ登録することができる。
- 2 監督・コーチの登録も1人1チームとし、二重登録は認めない。但し、高校・大学に限り、同一校内チームの監督、コーチを兼ねることが許される。また、生涯スポーツ種別チームについては監督・コーチを兼ねることができる。
- 3 監督・コーチ・選手は、自分のチームを除き種別が違う1チームに限り立場を変えて登録することができる。
- 4 監督の登録は選手と同じ規制を受ける。
- 5 監督を欠いて試合を行うことはできない。もし、監督が事故等で出場できない場合は、その試合の登録者の中から監督代理者を選ばなければならない(この場合、監督代理者のユニホームナンバーはそのままよい)。高校のチームでは、監督代理者は当該のチーム引率教員が当たる。中学生・小学生のチームでは、監督代理者は当該チームのコーチ又は引率責任者が当たる。

第4条

登録チームは登録料を負担する。登録料は、別に定める。

第5条

チームの登録は、その年度ごとに行うものとする(6月30日を最終期限)。新規登録は、その年度内認められる。いずれも、全国大会支部予選までに登録を完了していないチームは、その全国大会に出場することができない。なお登録は、本協会発行の登録用紙に記入の上A・B・C・D表を所属支部長に提出する。支部長は登録を確認し、A表を本協会に、B・C表を支部にD表はチームが保管する。支部に追加登録のあった場合も上記のとおりとする。尚、高校・大学に限り、年度始めの登録とは別に8月21日～9月20日までにチームの選手の登録の変更を認める。

第6条

支部は登録されたチームに変更があった場合、及び取り消した場合は、直ちにその内容を本協会に届け出なければならない。登録されたチームの選手は、その年度内他のチームに登録することはできない。もし選手が移籍した場合には、その選手は当該年度内の全ての支部地域・及び本大会への出場権を喪失する。登録されたチームの監督・コーチについては変更することができる。

第7条

登録を完了しないチーム及び選手は、本協会主催のすべての大会に参加できない。ただし国体については、上記登録規定は、適用せず「国体実施要綱」の定めるところによる。

(付則)

- 1 日本国籍のない外国人選手の日本チームへの登録は2名以内とする。
- 2 在日外国人の多い地域等で混成チームを編成する際は 外国人の登録は1チームについて10名以内とし、競技参加者は常時5名以内とする。ただし、在日期間2年以上の外国人に限る。
- 3 附則1,2項に関する登録は、協会への申請許可が必要である。
- 4 登録完了とは、各支部長からA表と登録料が協会に送付され 受付が終了したときをいう。

付則 昭和40年 4月 1日 より施行

昭和51年 4月 1日 一部改正

昭和53年 4月 2日 一部改正

昭和54年11月 8日 一部改正

昭和55年 9月 6日 一部改正

昭和59年 4月 1日 一部改正

昭和60年 4月 1日 一部改正

平成 9年11月24日 一部改正

平成12年 4月16日 一部改正

平成13年 5月15日 一部改正

平成15年11月23日 一部改正

以上